

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条</p> <p>5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合（以下「支給割合」という）とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の 6 5</td> </tr> <tr> <td>1 2 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の <u>7 5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 期末手当の支給日はそれぞれ 6 月 3 0 日、1 2 月 1 0 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 8 条の 2</p> <p>4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に下記表 1 の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表 2（懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表 3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に 1 0 0 分の <u>7 5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	基準日	支給割合	6 月 1 日	1 0 0 分の 6 5	1 2 月 1 日	1 0 0 分の <u>7 5</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条</p> <p>5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合（以下「支給割合」という）とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の 6 5</td> </tr> <tr> <td>1 2 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の 8 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 期末手当の支給日はそれぞれ 6 月 3 0 日、1 2 月 1 0 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 8 条の 2</p> <p>4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に下記表 1 の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表 2（懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表 3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	基準日	支給割合	6 月 1 日	1 0 0 分の 6 5	1 2 月 1 日	1 0 0 分の 8 5
基準日	支給割合												
6 月 1 日	1 0 0 分の 6 5												
1 2 月 1 日	1 0 0 分の <u>7 5</u>												
基準日	支給割合												
6 月 1 日	1 0 0 分の 6 5												
1 2 月 1 日	1 0 0 分の 8 5												

表 2

勤務成績	成績率
優秀	100 分の <u>80.5</u> 以上 <u>150</u> 以下
良好	100 分の <u>70</u>
良好でない	100 分の <u>70</u> 未満

表 3

懲戒処分	成績率
停職	100 分の <u>17.5</u> 以下
減給	100 分の <u>35</u> 以下
戒告	100 分の <u>52.5</u> 以下

附 則

1 この規程は、平成 22 年 1 2 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 1 2 月に支給する第 8 条第 4 項に規定する期末手当の適用については、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成 22 年 4 月 1 日において役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数を乗じて得た額

二 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

表 2

勤務成績	成績率
優秀	100 分の 92 以上 170 以下
良好	100 分の 80
良好でない	100 分の 80 未満

表 3

懲戒処分	成績率
停職	100 分の 20 以下
減給	100 分の 40 以下
戒告	100 分の 60 以下

